令和3年8月

遊佐町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 8 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分~午後 2 時 40 分

- 2. 場 所 遊佐町役場 1階 議事所
- 3. 会議に付した議案

報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

報告事項3 賃借料の変更通知書の受理について

議第 12 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 13 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋 藤 勝 広			3	荒生あや子	4	髙 橋 敬
5	小松正志	6	今 野 忠 勝	7	小野寺一博		
		10	榊 原 一 男	11	髙橋正樹	12	大谷進一
13	石 垣 建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (3名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	三浦祐輝	8	菅 原 幸 男	9	鈴木一弥		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏 名						

8. 事務局出席者

(3名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

10. 会議の概要	
事務局	定刻になりましたので遊佐町農業委員会8月定例会を開催させていただきたいと思います。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。
	(10番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
10番榊原一男委員	本日の出欠状況について報告いたします。
	委員 16 名中 13 名が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
会長	お忙しい中ご苦労様です。心配された台風 12 号も、この地域に関してはそれほど影響がなく良かったのですが、西日本では想像を絶する大雨で、土砂災害や浸水、そして場所によっては一面が湖状態のところもありました。そのようなことがこの地域にも起こりうる可能性があります。そんな時に思うことが農業共済への加入のあり方で、今はナラシ対策(収入減少影響緩和交付金)に加入している農家が多いと思いますが、収入保険制度への変更も検討すべきかと思います。 昨日からパラリンピックが開催されました。選手の方々には金メダルを多く取ってもらいたいと思います。ただ今は、日本全体で新型コロナウイルスへの感染が増えてきています。山形県でも昨日は43名で、庄内地方でも10名以上の感染者が出てきています。ワクチン接種を2回受けていても感染することが確認されている「デルタ株」も多く見受けられるようになりました。 東京オリンピックの影響もあるかと思いますが、やはりお盆休みの帰省の影響がよりないます。 はまなど思います。 ではまるが思いますが、やはりお盆休みの帰省の影響がよりないまますが、やはりお盆休みの帰省の影響がよりないまた。 アンドラ にないまますが、 いまりまるにおいますが、 いまりまないまますが、 いまりまないますが、 いまりまなが出まれていませている。 アンドラス アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア
	の影響が大きかったように思います。隣県である秋田県も感染者が増えてきておりますし、庄内地方でも酒田市、三川町も増えていますし、鶴岡市は特に多いように思われます。今のところ遊佐町は新規感染者が確認されておりませんのでありがたいです。三密は当然のこと、手洗い等をしっかり行い、飲み会も控えて気を引き締めていきましょう。今日でこの庁舎で行われる総会は最後です。来月からは新庁舎でありますので、本日の総会は良い思い出となるかもしれません。それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 10 番榊原一男委員、12 番大谷進一委員にお願いします。
	なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に

	基づき進行いたします。
	並めに、報告事項について、事務局より説明願います。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。
-H-76-FT	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。
	報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合
	計5件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となって
	おります。
	補足説明資料は、1 ページからご覧ください。
	番号 19 計 5 筆、19,190 ㎡
	番号 20 計 9 筆、4,751 ㎡
	番号 21 計 4 筆、1,544.30 ㎡ 番号 22 計 5 筆、967 ㎡
	番号 23 計 3 筆、2,936 m ² 以上 5 件、全て相続による所有権の取得です。
	続きまして、報告事項2.農地法第18条第6項の規定による通知受理につ
	いて、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に
	成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容とな
	っております。
	番号 15 計 1 筆、77 ㎡
	国土交通省へ所有権移転したため、契約を解約するものです。
	最後に、報告事項 4. 賃借料の変更通知書の受理について、説明します。
	借人はすべて同一人です。一部これまでの賃借料から単価が変わるもの
	がありますが、ほとんどのものはこれまでと同じとなっております。ただ
	今後、遊佐町参考賃借料の改訂に合わせ賃借料変更となる点で契約内容に
	変更が生じたため、今回報告事項で報告したものです。
	件数が多いため、個別の説明は割愛させていただきます。
	報告事項の詳細説明については以上です。
	ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。
	(質問、意見なし)
	無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。
	議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、
	伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。
	(15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)
15 番	8月19日に、202会議室で委員7名中6名が出席して、農地法、農業経
伊原ひとみ会長代理	営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画
	に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整の
	ため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第14号について特に問題な
	しとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第12号 農地法第4条の規定による許可申請について、事
	務局の説明を求めます。
事務局	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は1ページから、補足説明資料は
	3ページからご覧ください。
	番号 1 計 2 筆、1,264 ㎡
	申請理由は農業用乾燥調製施設の建築のためです。
	申請地は、集落の南側に位置し、都市計画区域外、農用地区域内、土地
	改良事業受益地外の農地であります。
	経営規模の拡大を図るために新築するもので、農用地区域の用途区分に
	ついても農地から農業用施設用地へ変更済です。計画面積も妥当で、融資
	の判定結果連絡票で資金も確認し、確実性があり、建物敷地面積からみて
	周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。
	19 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、鈴木一弥委員の 3 名で現
	地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。
議長	それでは、11番髙橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番髙橋正樹委員	はい、それでは報告いたします。この場所には今までハウスが建ってい
	たのですが、ハウスを解体して新たに乾燥調製施設を建てるということで
	した。周りに何の影響もないし自分の畑に乾燥調製施設を建てるというこ
	とで、何ら問題はないと思います。以上です。
** 日	けい よりぶしるデギいオナ 物に 10 乗上が准 司並入目とり担い部
議長	はい、ありがとうございます。次に、12番大谷進一副部会長より現地調
10.亚上公坐 壬巳	査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	はい、報告します。ただいま部会長からも説明ありましたとおり、私も
	何ら問題なく許可相当と思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。この案件については、1 番齋藤勝広委員
	に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。
	(1番 齋藤 勝広 委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。
	ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言
	のある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	それではここで質疑を終了し、採決いたします。
	議第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願いま
	す。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第12号農地法第4条の規定による許可申請につい
	て、原案のとおり決定いたします。
	齋藤委員は着席願います。
	(1番 齋藤 勝広 委員 着席)
	次に、議第13号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につい
	て、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 審査基準書は5ページから、補足説明資料は12ページからご覧ください。
	番号1 計1筆、65 m ²
	申請理由は駐車場用地のためです。
	申請地は、都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外の
	農地であります。譲受人の住宅に隣接しており、駐車場として利用するため申請したものです。申請地の周囲は農地以外であり農地の利用の集積へ
	の支障もありません。資金も残高証明により確認して確実性があり、許可
	相当と考えます。
	19 日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松正志委員の 3 名で現
	地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。
	続きまして、 番号2 計1筆、132 m ²
	番ヶ2 前1事、152 III 申請理由は駐車場用地のためです。
	申請地は、集落の東側に位置し、住宅が連たんした区域内にあり、都市
	計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外の農地であります。
	譲受人の住宅に隣接しており、カーポートを設置し、駐車場として利用す
	るため申請したものです。資金も残高証明により確認して確実性があり、
	周辺農地への影響もないと思われるため許可相当と考えます。
	19日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、今野忠勝委員の3名で現
	地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。
	続きまして、
	番号3 計1筆、 476 m²
	申請理由は駐車場用地のためです。
	申請地は、集落の東側に位置し、住宅が連たんした区域内にあり、都市
	計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地内の農地であります。
	譲受人が院長を務める医院の駐車場に隣接しており、従業員用の駐車場と
	して利用するため申請したものです。隣接する土地との間に法定外水路が
	ありますが、占用許可を町に申請しており、車が通れるよう整備するそう
	です。資金も残高証明により確認して確実性があり、周辺農地への影響も
	ないと思われるため許可相当と考えます。
	19日に、高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松正志委員の3名で現
- AV	地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。
議長	それでは、11番髙橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11 番髙橋正樹委員	はい、それでは報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は
	事務局の説明のとおりですが、今現在はぽつんぽつんと花やミニトマト、
	イチゴなどがありました。譲受人の駐車スペースが少ないということで、 ************************************
	隣にあるこの土地を求めて、駐車場にしたいということでした。敷き砂利 おけなので、ねんら即馬けないと思われます
	だけなので、なんら問題はないと思われます。 次に、番号 2 についてですが、審査基準書の 10 ページの写真をご覧くだ
	がに、番号をについてですが、番重基準書の10ペーンの写真をご覧くた さい。譲受人が分筆して、宅地の分だけ購入して家を建てていました。ち
	なみにL形の形になっていました。今回、前に残っている土地にカーポー
	トを建てたいということでした。写真で見ると草が生えているのが分かる

	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR
	んですが、譲受人が草取りをしていたということで、短く管理されていま
	した。周りに影響はないことから、問題はないと思います。
	次に番号 3 についてですが、審査基準書の 14 ページの写真をご覧くださ
	い。この写真の手前が今現在、患者さんの駐車場となっていて、そしてこ
	の写真の左側が職員の駐車場となっております。この職員の駐車場は今現
	在借りているということでした。それで今回、この申請地を求めて、駐車
	場にしたいという話でした。排水路だけきちんとしてもらえれば、敷き砂
	利だけなので、何ら問題はないと思われます。以上です。
議長	次に、12番大谷進一副部会長より現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	はい、報告します。ただいま部会長から説明ありましたとおり、3 件と
	も隣接する農地等へは問題なく許可相当かと思います。
	ただ、私からは 14 ページの写真を見てもらうとわかりますけれども、番
	号3にはこの間まで背丈を超える 2m以上の葦がありました。あらためて
	申し添えますけれども、所有者は忙しいというか、管理については不十分
	だと思いますけれども、今回現地調査で管理をしてくれということで話を
	しまして、こういう感じで整備してますので、十分かと思いますので、許
	可相当かと思います。
議長	次に5番小松正志委員より、番号1と3について、現地調査の報告をお
	願いします。
5番小松正志委員	私は番号1と3を見てきまして、番号1については、事務局からの説明
	にあった通り、畑といえば畑ですが、ただすきまに挟めていたずらしたよ
	うな農地なので駐車場にするには何ら問題はないと思います。番号 3 につ
	いては、前々からだいぶ荒れていた土地でだいぶ苦労していたようですが、
	まわりに迷惑をかけないように譲受人が駐車場にするには許可相当かと思
	います。以上です。
議長	最後に6番今野忠勝委員より、番号2について、現地調査の報告をお願
	いします。
6番今野忠勝委員	番号2の土地ですが、先ほど高橋部会長の話のとおり家のすぐ前がL形
	で残っている部分を今回買いたいということでした。管理も含めて一生懸
	命手入れをしていただいているようですので、私から見ますと許可相当で
	はないかと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
	ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言
	のある方は挙手願います。
	(質問・意見なし)
	それでは質疑を打ち切り採決いたします。
	議第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願いま
	す。
	(出席委員全員挙手)
	全員賛成ですので、議第13号 農地法第5条の規定による所有権移転許
	可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。
	次に、議第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
	農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	(集務局が学半し、議長が指名する) 補足説明申し上げます。審査基準書は17ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用 地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1) 所有権移転については、今回申請案件はありません。 (2) 利用権設定は新規に設定が1件、再設定が4件となっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 個別に説明します。 (2) 利用権設定について 番号35と36の借人は同一人です。期間はどちらも5年です。 番号35と36は耐力と再設定です。 計2筆、1,398㎡ 単価は6,000円です。 番号36は新規に設定です。これまでは借人と同じ集落の第三者が借人でしたが、その方が耕作することが難しいということで、借人が新たに引き受けることになったとのことでした。 計2筆、10,886㎡ 単価は5,000円です。 続きまして、番号37と38の借人は同一人です。期間はどちらも10年、同一人と再設定です。 番号37 計1筆、5,622㎡ 総額67,200円です。 番号38 計2筆、6,906㎡ 単価は12,000円です。 最後に、番号39について説明します。 計1年、2,284㎡ 単価は13,000円です。 これまでは農地利用集積円滑化事業により、農協を介した契約を結んでいました。令和2年4月より同事業が農地中間管理事業へ一本化されたため、今後の契約形態について確認したところ、米をやりとりしているため中間管理事業による契約ではない方を希望するということで、中間管理事業ではない賃貸借を選択することになりました。 実際のやりとりは米代と賃借料を相殺し、その差額をやりとりすることになるそうです。
举 巨.	事務局からの説明は以上です。
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし)
	(負向・息兄なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。
	議第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま
	す。
	(出席委員全員挙手)

	全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで8月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。